

平成30年9月市議会 教育厚生委員会資料

第90号議案

長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

目 次

- 1 条例改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

福 祉 部
平成30年9月

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

地方からの提案を受けたこと、また老人福祉施設及び介護サービス事業所における職員不足の解消を図る目的から、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）が改正されたことに伴い、長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を見直す必要があるため。

また、平成26年6月25日に公布された介護保険法の一部改正（平成28年4月1日施行）において、条文の項番号が改正されたが、その引用部分について、改正がされていないことが判明したため、関係条文の整理を行うとともに、その他所要の整備を行うもの。

(2) 改正する条例

長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(3) 主な改正内容

ア サテライト型養護老人ホーム※を設置することのできる本体施設に養護老人ホームを追加する。（第12条第6項）

※ サテライト型養護老人ホームとは

本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される定員29人以下の養護老人ホームをいう。本体施設になりうる施設は、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所とされている。

イ サテライト型養護老人ホームにおいて置かないことができる職員について本体施設が養護老人ホームである場合の基準を追加する。（第12条第12項）

本体施設	置かないことができる職員
(追加)養護老人ホーム	栄養士又は調理員、事務員その他の職員
介護老人保健施設	生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員
介護医療院	栄養士又は調理員、事務員その他の職員
病院	栄養士（病床数100以上の病院に限る。）
診療所	事務員その他の職員

ウ サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員※1の配置について、「常勤の者を1人以上配置」を「常勤換算方法※2で1以上配置」に緩和する。(第12条第7項)

※1 主任生活相談員とは

主任生活相談員は、他の生活相談員の業務に対する指導的役割を担う者。生活相談員は、処遇計画に則った支援が行われるよう、必要に応じ、当該養護老人ホームの職員の業務について調整を行うとともに、施設外の保健福祉サービスを行う者や市町村等、必要な機関との調整を行う。

※2 「常勤換算方法」とは

当該養護老人ホームの職員の勤務延時間数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

エ 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護※1(外部サービス型を除く)又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護※2を行う養護老人ホームにおける看護職員の配置について、「常勤の者を1人以上配置」を「常勤換算方法で1以上配置」に緩和する。(第12条第10項)

※1 (介護予防)特定施設入居者生活介護とは

入居している要介護者(要支援者)に対して、介護サービスの提供、機能訓練及び療養上の世話を行うこと。

※2 地域密着特定施設生活介護とは

入居定員29人以下の特定施設入居者生活介護事業所で、入居している要介護者に対して、介護サービスの提供、機能訓練及び療養上の世話を行うこと。

オ 「介護老人保健施設」の定義について、引用する介護保険法の条文の項番号を改める。(第12条第6項)

カ 「介護医療院」の定義について、「介護保険法第8条第29項に規定する介護老人医療院をいう。」を追加する。(第12条第6項)

(4) 施行日 平成30年10月1日

2 新旧対照表

※ 条例委任の際の基準設定の類型

	法的効果	基準の例
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	人員に関する基準
標準	通常によるべき基準	規模に関する基準
参酌すべき基準	十分に参照しなければならない基準	「従うべき基準」及び「標準」以外の基準

今回の改正は、すべて従うべき基準の改正

(1)長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年長崎市条例第45号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項、第2項、第8項及び第10項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>5（略）</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。第12項において同じ。）、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項、第2項、<u>第7項</u>、第8項及び第10項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>5（略）</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の<u>養護老人ホーム</u>、介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。第12項において同じ。）、<u>介護医療院</u>（同条第29項に規定する介護医療院をいう。第12項において同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該施</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の医師は、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の医師は、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム(以下「指定特定施設入居者生活介護等養護老人ホーム」という。)であつて、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設入居者生活介護等養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p>	<p>7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム(以下「指定特定施設入居者生活介護等養護老人ホーム」という。)であつて、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定特定施設入居者生活介護等養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、<u>第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。</u></p>
<p>8・9 (略)</p>	<p>8・9 (略)</p>
<p>10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員は、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。</p>	<p>10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員は、<u>サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護(長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>11 （略）</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>(1)～(4) （略）</p>	<p>する基準等を定める条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。</p> <p>11 （略）</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) <u>養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員</u></p> <p>(2)～(5) （略）</p>